

# 株券電子化 Q & A

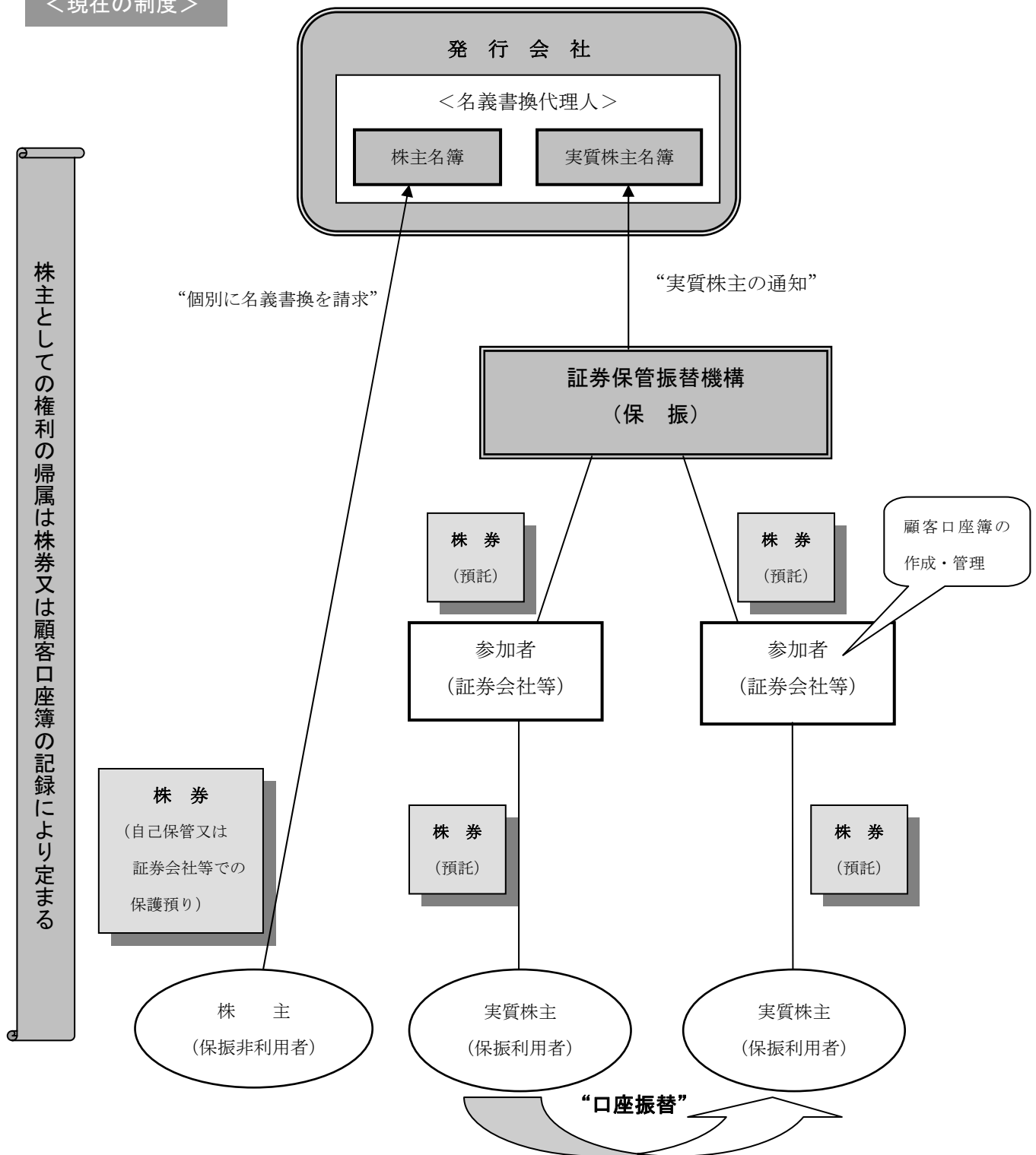
- ▼ 2004年6月9日に「社債、株式等の振替に関する法律」が公布されました。
- ▼ 上場会社の株式は、公布の日から5年以内（2009年（平成21年）6月8日が期限）に、一律に株券電子化制度に移行し、新たな振替制度の対象となります。
- ▼ その概要をQ&A形式で紹介します。

日 本 証 券 業 協 会  
証券決済制度改革推進センター

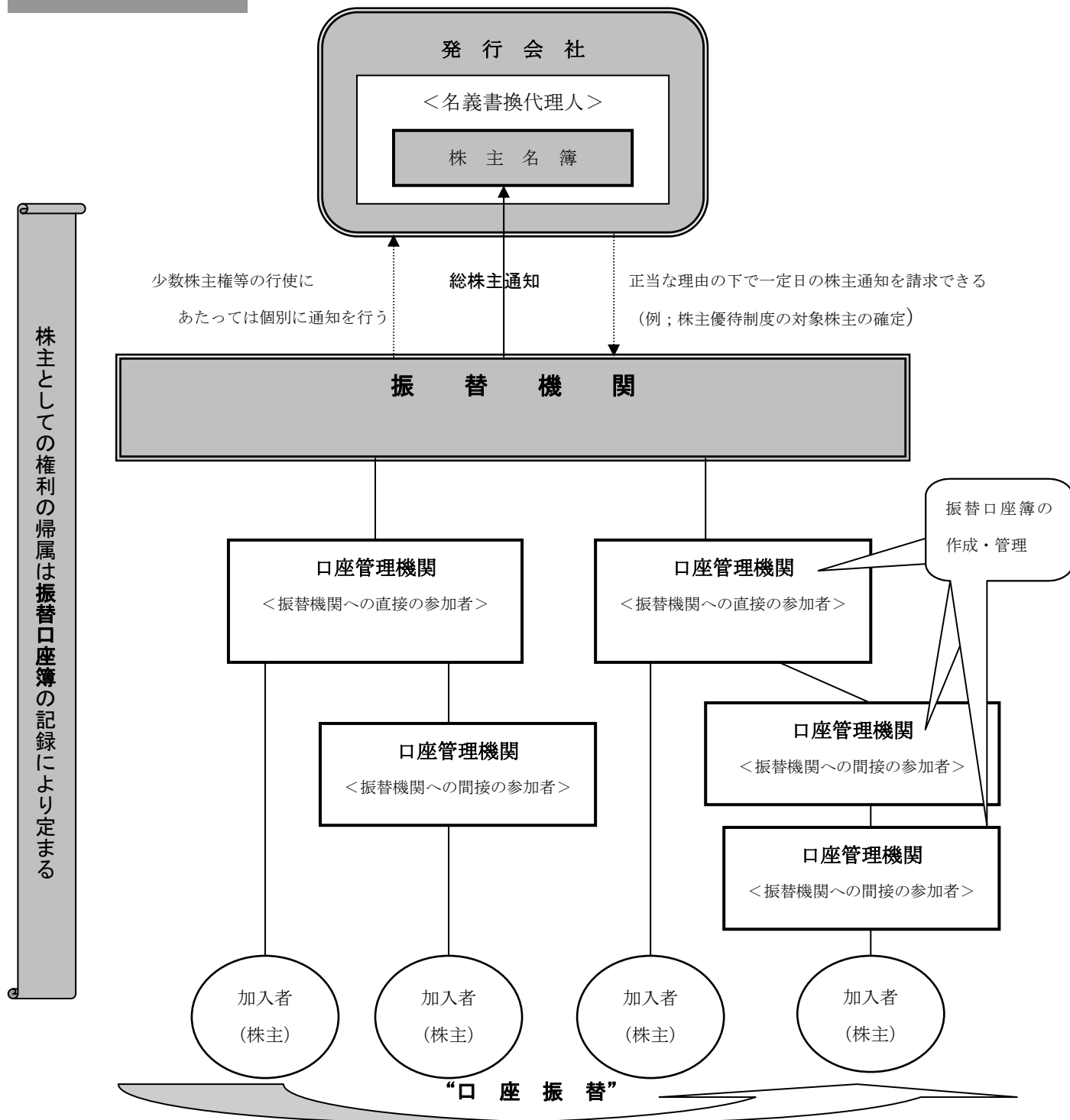
2005年4月

当センターは、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、2002年4月に、日本証券業協会内に設置された、業界横断的なプロジェクト機関です。当センターの活動状況については、ホームページ (<http://www.kessaicenter.com>) をご参照ください。

<現在の制度>



- ◆ 自己保管等の株券は「株主名簿」にて、保振預託の株券は「実質株主名簿」にて、株主管理がされている。
- ◆ 保振利用にあたっては、株券を保振に預託し、券面を保振にて集中管理する。  
(券面は保振名義となるものの、保振預託株主は『実質株主』として権利行使を行う。)
- ◆ 請求すれば同預託株券は、保振から交付される。
- ◆ 株式の譲渡は、保振利用者間では口座振替により行われるが、保振の非利用者との譲渡にあたっては現物券面が必要となる。



- ★ 株主管理は、「株主名簿」に一元化される。
- ★ 名義書換は、振替機関からの通知（振替口座簿の内容に基づく「総株主通知」）により行われる。（決算期末など一定時点にて発行会社に通知）
- ★ 株券電子化に伴い、現物券面の預託・交付は廃止される。
- ★ 株式の譲渡、新株発行など、全て口座振替、残高の増減により効力を生ずる。
- ★ 保振制度利用者は、特段の手続を要することなく、よりスムーズに新しい振替制度に移行することができる。  
（注；保振預託率は年々上昇しており、平成17年1月末現在の預託率は70.8%となっている。）
- ★ 制度移行時点で保振に預託されていない株式（自己の名義にて又は名義書換を失念して、自ら券面保有している株式）は、発行会社が指定する口座管理機関において開設する発行会社設定口座（「特別口座」）にて管理される。なお、当該株式について通常の振替を行う場合には、所定の手続をとり、株主自身が開設した振替口座へ、一旦振り替える必要がある。

## はじめに

2004年6月9日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が公布（注；「社債等の振替に関する法律」が改正され、新たに「社債、株式等の振替に関する法律」（いわゆる「振替法」）となり、また商法、その他関連法の改正が行われました）されました。これにより、公布日から5年以内（2009年（平成21年）6月8日が期限）に、上場会社の株式は一律に電子化（ペーパーレス化）されます。また、株式以外にも、転換社債型新株予約権付社債（いわゆるCB）などの有価証券についても、電子化が可能となります。

（参考）国債、社債、投資信託受益権等については、既に「社債等の振替に関する法律」（2003年（平成15年）1月6日施行）にて、ペーパーレス化が法制化されています。

## 株券電子化制度導入の趣旨・目的

- 株券電子化を通じて、券面保有に伴う株式の発行及び流通管理に係るリスク・コストの削減を図り、株式取引の決済の合理化・迅速化等を目指すものです。
- これまで、コマーシャルペーパー（CP）、国債・社債・投信と、順次、電子化法制が整備されてきましたが、今般の株券電子化法制により、わが国における証券電子化の法制整備の総仕上げがなされ、証券市場の利用者の利便性向上並びにグローバルな証券市場としての基盤強化に資するものと期待されています。

## 新制度の基本的な仕組み

- すべての上場会社の株式は、「振替機関」に口座を開設する一定の金融機関（証券会社、銀行、信託銀行、その他）、すなわち法律上規定されている「口座管理機関」において作成される振替口座簿の中で管理されます。
- 従来、株主管理は株主名簿及び実質株主名簿にて行われていましたが、新制度では、株主名簿の下に一元化されます。新制度下での名義書換は、決算期末等の一定時点にて、振替機関が発行会社に対して一斉に行う「総株主通知」に基づき行われます。
- 上記の総株主通知により、発行会社は株主名簿を書き換え、株主権を行使できる株主を確定させることができますが、例外的に、少数株主権等の行使においては、振替口座簿の記録に基づき継続保有期間等が判断されることとなります。そのため、当該権利行使にあたっては、振替機関を通じた発行会社への個別の通知が必要になります。
- 株式の譲渡、質入れ、新株発行など、株式に係る権利の移転等は、振替口座簿の残高の増減の記録により処理されます。
- 現在の保管振替制度利用者（株券を証券保管振替機構に預託している株主）については、既存の顧客口座簿等の内容が新制度の加入者として振替口座簿に転記されるため、簡便に制度移行が行われます。
- 新制度への移行後は、保振預託されている株券に対して交付請求はできません。

- 新制度への移行日までに保振預託されていない株券については、発行会社が指定する口座管理機関において開設された発行会社設定口座（「特別口座」）の中で管理（注；当該口座の名義人は、株主名簿上に記録されている株主となります）されます。発行会社設定口座にある株式を売却するためには、証券会社等の口座管理機関に株主自身が開設した振替口座に一旦振り替えるなどの所要の手続が必要となります。
- 株券電子化制度への移行日をもって、既存の現物株券そのものは無効となりますが、株主名簿に名義が記録されていれば、株主としての権利を失うことはありません。

## 担保株式等について

- 新制度の下での株式を質入れする場合は、質権者が開設する振替口座に質入れ株式の記録（質権欄に記録）を行うことで、質権設定の効力が得られます。また、略式質における現在の実務慣行を勘案し、匿名性確保のため、振替機関による発行会社への総株主通知の際には、原則、質権者名等を通知しないこととされています。なお、質権者から申出がある場合には、これを通知する（注；質権者として通知された者は株主名簿にその旨が記録され、登録質権者として扱われる）こととなります。
- 上場会社株式の譲渡担保権の場合は、譲渡担保権者の開設する振替口座の保有欄への記録により、譲渡担保権の設定が行われ、振替機関による総株主通知においては、特段の申出がなければ譲渡担保権者を発行会社に通知することとなりますが、譲渡担保権者の申出がある場合には、他の者（譲渡担保権設定者）を株主として通知することとなります。
- 発行会社が新株を発行する場合は、株式申込人は株式申込証に自己の振替口座を記載し、これにより、当該株式申込人の口座簿に新株式が増加記録されます。（注；株式分割等の場合も、振替口座簿の記録に基づき処理されます。）

## その他

- 株券喪失登録がなされている株式については、株主本人の抹消申請や株券所持人による喪失登録異議申請、期間経過による喪失登録株券の失効により株券喪失登録が抹消された日における名義人の予め指定する振替口座、又は発行会社の開設する発行会社設定口座（特別口座）への株式の新規記録手続きに基づき対応が図られます。
- 振替機関及び口座管理機関による口座簿の超過記録に起因する不測の事態に備え、振替機関等による損害賠償義務等に加え、一般投資家を対象としたセーフティネット（加入者保護信託）が制度上措置されています。



## 新制度導入の背景等

### Q 1) 株券電子化制度の導入には、どのようなメリットがありますか？

A 1) 株券電子化により、券面保有に伴う紛失・盗難・偽造等の投資家等におけるリスクの排除、株券の発行・管理コストの削減、株式併合・分割等に伴う手続の簡素化などを図り、わが国の証券市場をより効率的かつ安全なものとすることを目指しています。また、今般の法制整備は、数年来取り組まれてきた、証券決済制度改革を大きく推し進めるものであり、株式取引の合理化・迅速化等を進める上で不可欠なものとして位置付けられ、グローバルマーケットとしての基盤強化にも資するものと言えます。

### Q 2) 2004年6月の法律改正により、株式以外にはどのような証券が電子化の対象となっていますか？

A 2) 株式以外に、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債、投資法人の投資口、協同組織金融機関の優先出資、資産の流動化に関する法律（いわゆる SPC 法）上の優先出資等の有価証券が、広く対象となっています。なお、外国株式については、振替制度における株式の権利義務関係の適用について明らかでないことから、今回の株券電子化の対象とされていません。

## 基本的な仕組み

### Q 3) 新振替制度において、株主名簿の書換はどのように行われますか？

A 3) 新振替制度への移行後、上場会社は、振替機関が決算期末（中間期含む）や株式併合・分割に係る基準日等の所定の時点で行う総株主通知（注；株主の氏名、住所、保有株式数等の必要事項を一斉に発行会社に通知）に基づき、株主名簿の書換を行います。なお、株主優待制度の対象となる株主の確定など、正当な理由がある場合は、発行会社が所定の費用を支払い、一定の日の株主を通知することを振替機関に対して請求することも可能となっています（この場合、当該通知に基づき、株主名簿の書換も行います）。

### Q 4) 新振替制度において、単独株主権や少数株主権に係る取扱いはどのように変わりますか？

A 4) 株主代表訴訟提起権、株主提案権、総会招集請求権など、単独株主権及び少数株主権の行使にあたり、6か月の株式継続保有が要件とされるものがあります。当該要件を満たすには、これまでは、その間、株主名簿に記録されることが必要とされてきました。そのため、既存の保振制度では、期中に株式を取得しても実質株主通知により実質株主名簿に記録された時点から継続保有期間の起算を行っていました。しかし、新振替制度の下では、振替口座簿に記録された時点を基準に期間算定することとなります。ただし、この単独株主権・少数株主権の個別の権利行使にあたっては、権利行使しようとする株主が、口座管理機関を通じて、振替機関から個別の通知を発行会社に対して行うよう申し出る必要があります。そのうえで、当該通知がなされた後の一定期間内（注；詳細は今後政省令にて規定されます）に権利行使することになります。

### Q 5) 譲渡や相続はどのように行うのですか？

A 5) 新振替制度の下で株式の譲渡（贈与を含む）を行う場合は、譲渡人が、口座を開設している口座管理機関に対して、譲受人の口座への振替の指示をすることにより行われます。また、相続については、被相続人名義の口座がそのまま相続人に引き継がれますから、被相続人が口座を開設している口座管理機関に対して、相続人名義への変更を請求することになります。（注；発行会社設定口座（特別口座）における譲渡・相続については、A 7 参照。）

**Q 6) 信託された場合、どのように権利が確保されるのですか？**

A 6) 新振替制度の下で信託された株式は、信託の受託者がその口座において、信託財産である旨及び保有欄又は質権欄のうち信託財産であるものの数の記録を受けることで対抗要件が確保されます。

**Q 7) 「発行会社設定口座（特別口座）」とは何ですか？**

A 7) 新振替制度への移行にあたって、保振制度を利用している株主については、株主が特段の手続を行うことなく、簡便に移行が図れるよう法律上の手当てがなされていますが、株券を自ら保管する株主（いわゆるタンス株主）については、発行会社が当該株主の権利保全のために、発行会社指定の金融機関に、当該株主名で口座を開設します。このように発行会社が開設した口座を「発行会社設定口座（特別口座）」と言い、タンス株主の株主権は、発行会社が開設した発行会社設定口座により確保されることとなります。なお、発行会社が発行会社設定口座を開設するにあたっては、発行会社は株主名簿に記載されている株主名でこれを開設しますので、タンス株主であっても、株券が自己の名義になっていないと、タンス株主名義の口座は開設されません（株主名簿上の名前（他人名義）で発行会社設定口座が開設されます）。したがって、タンス株主は、株券電子化移行前に必ず自己の名義に書き換えておく必要があります（A15、A16 参照）。

（注1. 発行会社設定口座における株式の譲渡について…発行会社設定口座は株式の流通を目的としたものではないため、株式を譲渡したい場合には、一旦、当該株主が口座管理機関に自己の振替口座を開設し、発行会社設定口座から当該振替口座に株式を振り替えたうえで譲渡する必要があります。）

注2. 発行会社設定口座における株式の相続について…被相続人の口座が開設されている口座管理機関に対して、相続人であることを証明する資料を添えて、相続人名義への変更を請求することとなります（詳細は今後省令で定められることとなります。）

**Q 8) 株主が、振替口座簿の記録事項の証明を求めることは可能ですか？**

A 8) 新振替制度の加入者である上場会社の株主は、自己の口座を開設している口座管理機関に対して、所定の費用を支払い、振替口座簿に記録されている事項の証明（書面又は電磁的方法にて）を請求することができます。

**Q 9) 発行会社が、振替口座簿の記録事項の提供を求めることは可能ですか？**

A 9) 発行会社は、正当な理由がある場合には、振替機関に対し、所定の費用を支払い、総株主通知をするよう請求することができます。ここでの「正当な理由」とは、四半期ごとに株主優待制度を実施する場合などが想定されています。

また、発行会社は、正当な理由がある場合には、振替機関等に対して、所定の費用を支払い、個別株主の振替口座簿記録事項の提供を請求できるとされています。ここでの「正当な理由」とは、発行会社に少数株主権等を行使してきた者に対する株主であることの確認のための請求などが想定されています。

**Q10) 新振替制度において振替口座の超過記録が生じるリスクについて、どのように対処されますか？**

A10) 振替機関および口座管理機関が備える振替口座において、誤って超過記録が発生し、これにより第三者に善意取得が生じた場合は、すべての株主の有する株式が発行済み株式総数を超えることとなります。この超過分の株式は発行会社に対抗できないこととされているため、当事者の振替機関等は、超過数相当の株式を取得した上、発行会社に対して権利放棄をする義務等の責任を負います。その履行過程において、万一、口座管理機関等において経営破綻を生じ義務履行ができないおそれも考え得るため、加入者の保護にあてる加入者保護信託が法制度上設けられています。なお、同信託については、振替制度に参加する振替機関および口座管理機関が資金拠出を行っています。

**株式担保の取扱い****Q11) 新振替制度の下での上場会社株式の担保はどのように取り扱われますか？**

A11) 新振替制度の下で質権を設定する場合には、質権設定者が口座管理機関に開設している振替口座の保有欄から、質権者が口座管理機関に開設している振替口座の質権欄に株式を振り替えることで手続が完了し、略式質としての効力が得られます。この場合、振替機関による発行会社への総株主通知の際には、原則として、質権者ではなく質権設定者の氏名等が発行会社に通知されることとなります。なお、質権者から自己の氏名等を通知することを求める申し出をすることも可能であり、この申し出をした場合には、当該質権者の氏名等も発行会社に通知されることとなります（この場合には、当該質権者は登録質権者として取り扱われます）。

一方、譲渡担保の場合は、譲渡担保権設定者が開設する振替口座から、譲渡担保権者が開設する振替口座の保有欄に株式を振り替えることで、登録譲渡担保としての効力が得られます。なお、振替機関による総株主通知において、譲渡担保権者が、自己ではなく譲渡担保権設定者を株主として通知するよう申し出をすることも可能であり、この場合には略式譲渡担保としての効力が得られます。

**Q12) 新振替制度の下での上場会社株式の担保については、匿名性は確保されるのですか？**

A12) 質権設定の場合、発行会社への総株主通知の際には、原則として、質権者ではなく質権設定者の氏名等が発行会社に通知されますので、質権者の匿名性は確保されます。また、譲渡担保設定の場合には、譲渡担保権者が、自己ではなく譲渡担保権設定者を株主として通知するよう申し出をすることも可能となりますから、こうした対応により匿名性を確保することが可能です（A11 参照）。

**Q13) 証券取引所等に差し入れる担保はどのようになりますか？**

A13) 証券会社が清算機関や取引所等に対する担保として有価証券を差し入れる場合（取引証拠金代用有価証券等）の取扱いについては、現段階では未定であり、制度及びその実務対応の詳細は、今後関係者間で調整のうえ決定されることとなります。

**新制度への移行措置****Q14) 株券を証券会社に保護預りしている場合、新振替制度への移行はどのように取り扱われますか？**

A14) 新振替制度への移行にあたって、証券会社への保護預り株券が保振に預託されている場合（保振制度を利用している場合）には、株主が特段の手続を行うことなく、簡便に移行が図れるよう法律上の手当てがなされています。また、証券会社への保護預り株券が保振に預託されておらず、証券会社の金庫等にて管理されている場合でも、移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間に限り、証券会社の裁量により保護預り株券を保振に預託することができる特例措置が講じられており、上記に準じ簡便な移行が図られます（10 ページ図参照）。

なお、後者の場合には、証券会社が遅滞なく、その旨を当該株主に通知することが義務付けられています。

**Q15) 株券を自宅や貸金庫等で管理している場合には、新振替制度への移行はどのように取り扱われますか？**

A15) 新振替制度の下では、株主は口座管理機関に開設された振替口座において株式が管理されることとなりますが、保振制度を利用せず、自宅や貸金庫等で株券を管理しているタンス株主の場合には、当該株主の権利保全のため、発行会社が、株主名簿上の名義に基づいて、当該発行会社指定の金融機関に発行会社設定口座（特別口座）を開設することとなります。

なお、タンス株主であっても、株券が自己の名義になっていないと、タンス株主名義の発行会社設定口座は開設されず株主名簿上の名前（他人名義）で口座が開設されますので、タンス株主は、株券電子化移行前に必ず自己の名義に書き換えておく必要があります（A7、A16参照）。

**Q16) 上場会社の株券を所有しているものの、一斉移行日までに保振預託がなされず、名義書換も行われていない場合（いわゆる失念株主）は、どのように取り扱われますか？**

A16) 新制度への移行日までに保振預託がなされず、名義書換も行っていない場合には、発行会社が開設する発行会社設定口座（特別口座）において株主名簿上の名義人（前の保有者）の名前で管理され、新振替制度に移行することとなります。同時に、所持していた株券は無効になるため、株主としての権利を失うおそれがあります。その場合の救済措置としては、①発行会社設定口座に記録されている名義人と共同して発行会社に対し失念救済の申請を行う、②発行会社設定口座に記録されている名義人に対して、当該失念株主への名義書換を請求すべき旨を命ずる確定判決もしくはこれに準ずる書類として政令で定めるもの（和解調書や調停調書等が定められる予定）を添付して発行会社に申請する、③その他政省令で定める方法による、ことが定められていますが、煩雑かつ困難な手続が想定されることから、事前にこうしたことを回避するため、タンス株主は、一斉移行日までに、株券が自身の名義となっているかを確認し、他人名義となっている場合には、自己の名義に書き換える必要があります（A7、A15参照）。

**Q17) 新振替制度への移行に際して、発行会社の株券は回収されるのですか？**

A17) 株券電子化制度への一斉移行に際して、株券の回収はされません（注；法律上は義務付けられていません）。一斉移行日をもって、法的には株券（現物券面自体）は無効となり、これに代わって、振替口座簿の記録が株主としての権利を表わすものとなります。

**Q18) 単元未満株や端株はどのように移行されるのですか？**

A18) 単元未満株式が保振制度のもとで管理されている場合については、A14にあるように簡便に移行が図られることとなります。

単元未満株式を名義書換後、手元に保有している場合や、株券が発行されず、株主名簿上で登録株式となっている単元未満株式については、A14のように保振預託されていない株式として、発行会社が株主のために開設する発行会社設定口座（特別口座）において管理され、新制度に移行することとなります。

なお、単元未満株式を券面で手元に保有している場合であっても、新振替制度移行前に保振預託を行うことにより、簡便な移行を図ることが可能となります。

また、端株については、現状において発行会社の端株原簿で管理されていますので、保振預託されていない株式と同様、発行会社が株主のために開設する発行会社設定口座において管理され、新制度に移行することとなります。

**Q19) 上場会社株式の一斉移行日は、どのようにして決定されますか？**

A19) 一斉移行日は、新法公布の日（平成16年6月9日）から起算して5年を超えない範囲内において、政令で定めることとなっています。今後、振替機関、口座管理機関等におけるシステム対応、移行実務対応の状況などを見定めながら、具体的な移行日が確定するものと考えられます。

（注；商法上の一般規定として、会社が株券廃止会社に移行するためには、定款変更（株主総会の特別決議による）を行い株券を発行しない旨を定める必要がありますが、上場会社の場合は、定款改正の手続きが何らなされなくても、一斉移行日を効力発生日とする株券不発行の旨の定款変更を決議したものとみなされ、一律に新しい振替制度への移行が図られます。）

**Q20) 保振への株券の預託や預託株券の交付請求はいつまで可能ですか？**

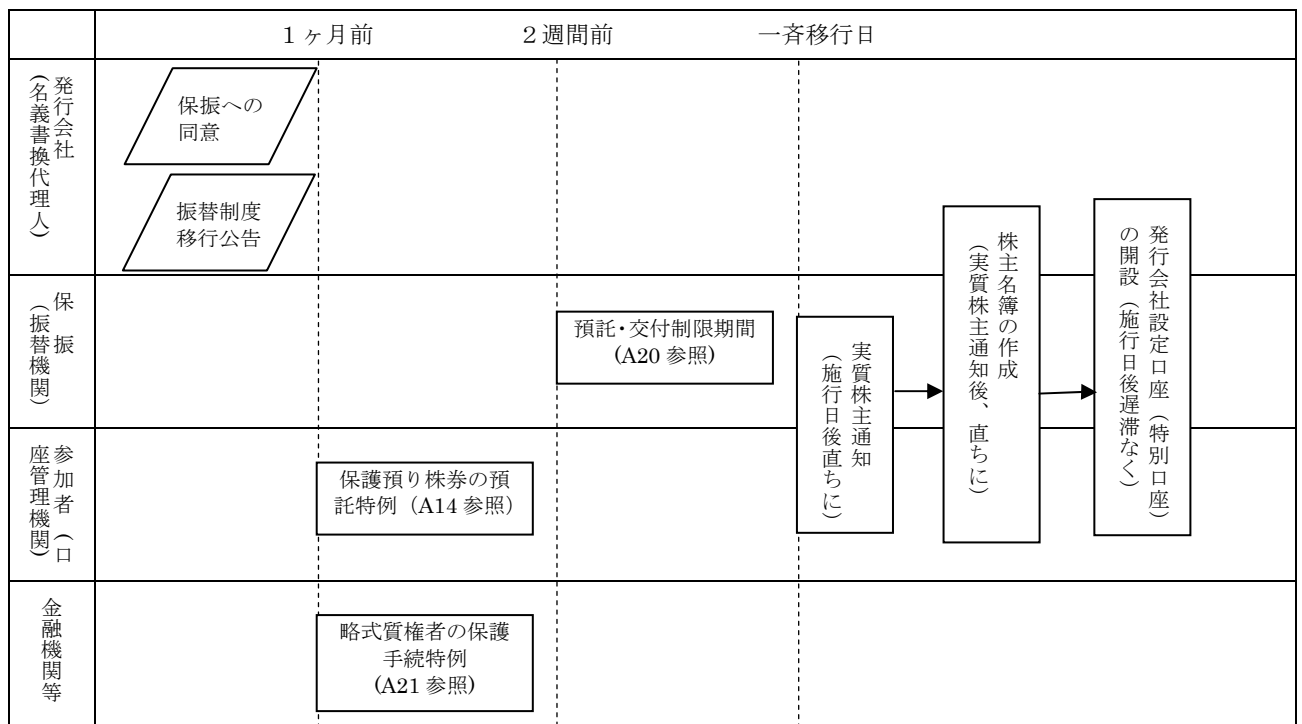
A20) 一斉移行日の直前に、保振参加者や株主からの株券の預託や交付請求が集中すると、移行に係る事務処理がスムーズに行われなくなるおそれがあることから、保振参加者は保振に対し、また、株主は保振参加者に対し、一斉移行日の2週間前の日から一斉移行日の前日までの間は、保振に対する株券の預託・預託株券の交付請求ができないこととされております（下図参照）。

なお、株券不発行の旨の定款変更決議をした発行会社の株式に係る預託株券については、その効力発生日以降は預託株券の交付請求ができないとされていますので、結局、上場会社の預託株券については、一斉移行日の2週間前の日以降は、交付請求ができないことになります。

**Q21) 新振替制度の移行に際して、質権者にはどのような措置が新たに設けられましたか？**

A21) 現在の保振法上は、質権者が単独で質権の目的である株券を保振預託することは認められていませんが、一斉移行に係る特例措置として、移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間に限り、質権者は自らの質権を保全するため単独で保振への預託請求ができるものとされました（下図参照）。これにより、一斉移行に際して、新振替制度における質権者の振替口座簿の質権欄への転記など、簡便な移行が図られます。なお、質権者による保振への預託請求がなされた場合には、遅滞なく、当該質権者から質権設定者である株主に対してその旨を通知することが義務付けられています。

(図) 一斉移行に係る特例措置等



**その他**

**Q22) 上場会社の場合、特段の手続をしなくとも施行日（一斉移行日）を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更決議をしたものとみなされることはわかりましたが、それにもかかわらず施行日前に株主総会決議を経て株券不発行の定めを自ら定款においてもよいのですか？**

A22) そのような定款の定めをおくことは法律上可能ですが、現行の保振制度は券面の存在を前提としているので同制度から離脱することが必要となります。そうすると現行の取引所規則等のもとでは上場を維持するためには保振制度を利用していることが要件ですから、上場を維持することができなくなります。

**Q23) 非上場会社の株券は、どのように取り扱われますか？**

A23) 新振替制度への移行は、保振制度の利用が前提ですから、保振制度を利用していない非上場会社は新振替制度の対象にはなりません。株主総会の特別決議により定款変更を行い、株券を発行しない旨を定款に定めることによって株券不発行制度を採用することは可能です。この場合、非上場会社が株券不発行制度を採用するかどうかは、上場会社の場合と異なり、個社の選択（任意採用）となります（注；新振替制度への移行後、非上場会社が同制度の対象となるためには、①株券不発行制度の採用、②証券取引所への上場、の2点を満たすことが条件となります。）。

なお、株券不発行制度を採用した非上場会社の株式の譲渡については、当事者間の意思表示により株式の移転の効力は発生しますが、株主名簿に株式の取得者の氏名等を記録（名義書換）しなければ、発行会社その他、第三者にも対抗することができないものとされています。

この場合、名義書換は、原則、株式の譲渡者（名義人）と取得者の共同請求によって行う必要があります。

※ 本パンフレットは、「株券不発行制度への移行について」（2004年9月）の改訂版です。本パンフレットは、2005年3月時点の情報に基づき作成しております。今後出される政省令等により、内容が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

※ より詳細な情報についてお知りになりたい方は、以下の参考文献についてご参照ください。

高橋康文編・尾崎輝宏著『逐条解説 社債、株式等振替法』（きんざい）

始関正光編著『Q&A 平成16年改正会社法 電子公告・株券不発行制度』（商事法務）